

平成 2 1 年第 8 回片品村議会定例会会議録第 2 号

議事日程 第 2 号

平成 2 1 年 9 月 1 7 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 平成 2 0 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 平成 2 0 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 平成 2 0 年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 平成 2 0 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 平成 2 0 年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 平成 2 0 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 平成 2 0 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 平成 2 0 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 平成 2 1 年度片品村一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度片品村老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 平成 2 1 年度片品村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 平成 2 1 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 7 発議第 1 号 産業廃棄物を適正処理することを宣言する決議
- 日程第 1 8 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 1 9 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 平成 20 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 平成 20 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 平成 20 年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 平成 20 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 平成 20 年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 平成 20 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 平成 20 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 平成 20 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 6 1 号 平成 21 年度片品村一般会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 11 議案第 6 2 号 平成 21 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 12 議案第 6 3 号 平成 21 年度片品村老人保健特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 13 議案第 6 4 号 平成 21 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 14 議案第 6 5 号 平成 21 年度片品村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 15 議案第 6 6 号 平成 21 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 16 議案第 6 7 号 平成 21 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 17 発議第 1 号 産業廃棄物を適正処理することを宣言する決議
- 日程第 18 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 19 字句等の整理委任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 2 日
平成 2 1 年 9 月 1 7 日			
出席議員 1 4 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	戸 丸 廣 安		(出 席)
第 2 番	星 野 千 里		(出 席)
第 3 番	飯 塚 美 明		(出 席)
第 4 番	入 澤 登 喜 夫		(出 席)
第 5 番	笠 原 耕 作		(出 席)
第 6 番	大 竹 文 夫		(出 席)
第 7 番	星 野 侃 三		(出 席)
第 8 番	高 橋 正 治		(出 席)
第 9 番	萩 原 一 志		(出 席)
第 1 0 番	吉 野 勲		(出 席)
第 1 1 番	星 野 育 雄		(出 席)
第 1 2 番	星 長 命		(出 席)
第 1 3 番	萩 原 日 郎		(出 席)
第 1 4 番	星 野 完 治		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	飯 塚 欣 彦
総 務 課 長	星 野 準 一
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	桑 原 護
農 林 建 設 課 長	桑 原 健 一 郎
むらづくり観光課長	佐 藤 八 郎
教 育 次 長	田 村 利 夫
会 計 管 理 者	吉 野 耕 治

事務局職員出席者

事 務 局 長	萩 原 正 信
主 査	星 野 照 子

議長（入澤登喜夫君） 本日の会議を開きます。

午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（入澤登喜夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、13番 萩原日郎君及び14番 星野完治君を指名します。

日程第2 認定第1号 平成20年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 平成20年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 平成20年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 平成20年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について

日程第7 認定第6号 平成20年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第7号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第8号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（入澤登喜夫君） 日程第2、認定第1号 平成20年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、認定第8号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上8件を一括議題とします。

説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

まず、一般会計について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

一般会計42ページ中段より下の18節 機械器具費の167万2,300円。これは各区に配付された液晶テレビの代金だと思いますが、確認します。

この納入業者と代表者の名前を教えてくださいたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

担当課長に説明させます。

議長（入澤登喜夫君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） むらづくり観光課の企画になります。

議長（入澤登喜夫君） むらづくり観光課長 佐藤八郎君。

むらづくり観光課長（佐藤八郎君） 手元に今確実な資料がありませんので、調べまして直ぐにご報告いたします。

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時05分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（入澤登喜夫君） むらづくり観光課長 佐藤八郎君。

むらづくり観光課長（佐藤八郎君） 大変失礼いたしました。

この事業は、宝くじを財源とした一般コミュニティ助成金ということで、振興協会から補助金が出ておるものでございます。

日郎議員ご質問の業者と代表者でございますが、有限会社 吉野電機商会 代表取締役 吉野 勲でございます。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

地方自治法92条の2には、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」とされています。

本件に関して考えますと、明らかにこれに違反していると思われるのですが、村長、この辺の考え方について、お伺いしたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） その関係につきましては、担当課長に説明させます。

議長（入澤登喜夫君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） 自治法の規定に基づく請負の関係につきましては、議員ご質問のとおりで、これは行うことができませんが、本件に関しましては、工事の請負等ではなくて、物品の購入ということで捉えておりますので、一般の商取引の部分につきましては、特に抵触しないという解釈で、現在は運用しておりますので、よろしくお願いたします。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

つまり物品購入という名目だと、これに値しないとそういう物の考え方ということで、よろしいわけですね。

議長（入澤登喜夫君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） はい、そのように解釈をして、運用をしております。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

いわゆる物品購入は、いわゆる請負契約という言葉には、該当しないとそういうことに

なるのでしょうか。

議長（入澤登喜夫君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） 物の購入というふうな捉え方をしておりますので、請負というふうには捉えておりません。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。
質問を終わります。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

固定資産税の未済金・未納金について、お尋ねいたします。

決算書の中に、調定額5億2,502万2,900円が調定額で、収入済額が3億7,171万1,638円で、収入未済額が1億5,210万8,862円ということで、大変未済額が多くなっていると感じられます。

私がいろいろ調べたところ、ある会社が大きく滞納しているということをお聞きしまして、実をいいますとその会社の経緯につきまして、私も地元の関係でいろいろ知る機会があるんですが、この未済額についての処置について、都合3点ほどお聞きしたい。

1点目は、この会社から固定資産税評価についての再申請というものが出されたとお聞きしています。どういう趣旨で出されたのかということと、それに対する評価委員会なりの決定というものについて、お聞きしたいということ。

これだけ多く未収金が溜まっているということは、村の財政及び社会的にも非常に重要なことだと思しますので、これに対する村当局としての、どのような対応が取られているのかということが2点目です。

それからもう一つは、これは特に、私は村長にお聞きしたいんですが、はっきり申しまして、私の知る限りなかなかこの滞納額が一掃されると、分納契約とかいろいろあるのですが、一掃される見通しとしては、非常に厳しい状況にあるというのが、その会社の

営業状況といいますが、資産の関係も含めて大変厳しい状況になっていると思います。

地元の私どもとしては、非常に大切なリゾート会社であり、非常に大切な事業だと考えているんですが、村長として今後の対応について、どのようにお考えなのかということ。

都合3点お聞きしたいと思います。

お願いします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

それでは大竹議員の3番目に出た質問に対して、村長としての考えを申し上げさせていただきます、そして1番、2番については、税務担当の住民課長に説明をさせますので、よろしくお聞きしたいと思います。

大竹議員のご指摘の会社につきましては、やはり村内の雇用、あるいはまた雇用発展に、更には村の発展のために、それなりの貢献をさせていただいていると考えております。

そうしたことから、村長としてもできる限りの支援はさせていただきますが、ただ、税の不公平感あるいは公平感という問題もありますから、この関係については、慎重に担当に指示をしているところであります。できる限りの協力をさせていただくということは、ここに申し上げさせていただきますと思います。

議長（入澤登喜夫君） 次に、住民課長 星野純一君。

住民課長（星野純一君） それでは大竹議員からご質問のありました件について、お答えいたします。

まず、1点目からです。

平成21年の7月10日付けで、先にご質問のありました会社から片品村固定資産評価審査委員会あてに、同社が所有する建物12棟の評価額について、再評価のための審査申出書が提出されてきました。

内容につきましては、平成21年度固定資産課税台帳の登録価格の再評価を求めるものです。

趣旨は、以上のとおりですが、申出人の主張は、経年減点補正のみで適正な時価が算出できない事情があるため、損耗の程度に応ずる減点補正率及び需給事情による減点補正率を適用し、評価額を再評価することを求めるものであります。

村ではこれを受けて、直ちに固定資産評価審査委員会の合議体を立ち上げると同時に、住民課では現地の状況把握のための調査を実施し、また上層機関と協議をしながら、税法に則した弁明書を作成し、審査委員会に提出いたしました。

審査委員会では、申出人に出席していただき、意見陳述会を開催し、最終的に慎重なる審査を重ねた上で、8月26日に審査委員会からの決定書を申出人あてに送付いたしました。

た。

なお、この決定書の内容につきましては、地方税法第403条第1項の規定により価格を決定した村の評価には、合理的な理由が認められ、この申出を棄却するというものでした。

次に、2点目でございます。

平成16年3月現在、このリゾート会社が事業開始後、法人村民税・固定資産税等が賦課されてきたわけですが、固定資産税については、金額が大きく納期限までに納付できず、初年度から滞納が始まったため、納税交渉を図ってまいりました。

平成18年11月に役員の交代等が行われ、現社長らによる新体制において納税交渉を進めるかたわら、平成18年度から20年度まで換価猶予に基づく担保徴収に係る抵当権設定を合わせて4回行いまして、今年度もお願いしていくことにしています。

また、同社は平成18年に取り交わした分納誓約書に基づき、事業収益の中から翌年3月末までに固定資産税の平成17年度分1期の本税と延滞金を合わせて789万円ほどを納入してくれました。

また、同様に平成19年も分納誓約を提出していただき、翌年4月初めまでに平成17年度分の2期の本税666万9,000円をそれぞれ納入してくれました。

平成20年度につきましては、分納誓約書を提出していただきましたが、2月以降の降雪不良等のため納税にまで至りませんでした。

本年7月納期分までの固定資産税の滞納金額は、およそ1億円ほどありますが、非常に大きい金額でもあり、今年度も回収に向けて春先から納税交渉を進めてまいりましたが、7月に入り先ほど説明いたしました、固定資産の再評価の申し出があり、現在は分納誓約までに至っておりません。

対応策としては、滞納処分に対する費用対効果も考えつつ、換価猶予に基づく担保設定に係る抵当権設定と分納誓約の提出を求めていくこと。

また、納税交渉を積極的に進めていき上層機関や関係者との連携も考慮しながら納税をお願いし、総力を挙げて努力していく所存であります。

以上で説明終わります。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

次に、7特別会計について、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

国民健康保険特別会計の決算について、質問いたします。

先ほどの一般会計と同様、やはり収入未済額が、非常に多額にわたっているということで、額を読み上げるのは控えますが、重要なことは、いろいろ報道等でされている未納になった方の保険証が取り上げられて資格証明書というかたちで、一旦は自分で全額医療費を払わなければならないという事態が発生していると聞いているんですが、片品村の場合、滞納された方に対する対応と申しますか、資格証明書あるいは短期保険証の交付等につきまして、現状どの程度の方がどうなっているのかについて、お聞きしたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 保健福祉課長 桑原 護君。

保健福祉課長（桑原 護君） ただいまのご質問ですが、滞納のある方の保険証についてでございますけれども、この保険証につきましては、特別な事情がないにも係わらず、納期限を1年を超えて保険税を滞納している世帯については、資格証明書あるいは短期被保険者証を交付しています。

ご質問の短期保険証ですけれども、これについては、1か月あるいは3か月あるいは6か月ということでありまして、目安としてはですね、滞納期が15期以上ある方で分納誓約書を出していただいた方には1か月の短期被保険者証を、また14期以内の方で12期程度については3か月、12期程度であっても納付の状況が良い者については6か月、こういった被保険者証を交付しております。

また、国保税の完納があった場合とか、滞納額が著しく減少した場合であるとかこういった時には、一般の被保険者証を交付しております。

それからもう一つの資格証明書でございますけれども、これについては、滞納の相談や連絡のない方あるいは納税の意志のない方については、保険証の代わりにこの資格証明書という物を交付しております。

以上です。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

もしこの場で可能だったら人数について、どのような状況になっているか、分かりましたらお願いします。

議長（入澤登喜夫君） 保健福祉課長 桑原 護君。

保健福祉課長(桑原 護君) 人数でございますけれども、手元に資料がありませんので、後で大竹議員にお知らせをしたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（入澤登喜夫君） これから、認定第1号 平成20年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから、認定第1号 平成20年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成20年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議長（入澤登喜夫君） これから、認定第2号 平成20年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから、認定第2号 平成20年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成20年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議長(入澤登喜夫君) これから、認定第3号 平成20年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから、認定第3号 平成20年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成20年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議長(入澤登喜夫君) これから、認定第4号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから、認定第4号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議長（入澤登喜夫君） これから、認定第5号 平成20年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから、認定第5号 平成20年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成20年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議長（入澤登喜夫君） これから、認定第6号 平成20年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから、認定第6号 平成20年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成20年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議長（入澤登喜夫君） これから、認定第7号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから、認定第7号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議長（入澤登喜夫君） これから、認定第8号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから、認定第8号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

（発言する者あり）

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 議案第61号 平成21年度片品村一般会計補正予算（第3号）について

日程第11 議案第62号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第63号 平成21年度片品村老人保健特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第64号 平成21年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第65号 平成21年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第66号 平成21年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について

日程第16 議案第67号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議長（入澤登喜夫君） 日程第10、議案第61号 平成21年度片品村一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第16、議案第67号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの、以上7件を一括議題とします。

説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

まず、一般会計について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

教育次長にお伺いいたします。

補正予算書の23ページの教育振興費ですね。そこに学校ごとに10万円ずつ寄附というか、ふるさと納税から図書代ということで、説明を受けたと思うんですよ。それで目的でいいということですので、誰が寄附をしたのか、差し支えがなければ、お名前をお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（入澤登喜夫君） 教育次長 田村利夫君。

教育次長（田村利夫君） 説明申し上げます。

この関係につきましては、ふるさと納税で花咲出身の川崎市在住 様から、奥様の分と合わせまして頂きました50万円を当てたものでございます。本人の意向によりまして、学校の図書購入に当ててほしいというお話しでありますので、今回とらせていただきました。

よろしく申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

8番（高橋正治君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 8番 高橋正治君。

8番（高橋正治君） はい、8番。

一般会計補正予算書の12ページになりますが、2款の総務費の財産管理費 13節の委託料について、村長に質問をいたします。

13節の管理委託料については、国道401号線の道路整備に当たり、公民館移設に関する解体並びに老朽化した村有建物の解体に伴う管理委託に要する費用と説明を受けており、解体費用は当初予算で計上してあると認識をしております。

そこで村長に質問いたしますが、建物等を解体すれば多量の廃棄物が発生し、その処理に最善の注意を図ることは、村として当然の義務でもあります。この委託料については、解体及び廃棄物等を間違いなく安全に処理するために要する費用であるかをお伺いいたします。

なお、この予算が適正、かつ、最も効果的に執行されることを強く望むに当たり、もう1点質問をいたします。

最近、怪文書たる物が、私を含め何人かに郵送され、村民が少なからず動揺し、また迷惑を受けております。

その文書の内容は、村長就任以前に触れた物ではありますが、産業廃棄物の有害物質を近くの土地に埋め、合法に処理がなされていないとの物であります。単なる中傷文書であれば極めて失礼な物ではありますが、多少なりとも事実が関連しておれば、村民が元気で安心して暮らせる村づくりを目指す村長としては、整然と説明することが、当然の責務かと思われまます。

尾瀬の郷片品村においては、豊かな自然や恵まれた資源を最大限活かし、生活環境の整備を促進する上においても、また予算に計上してある解体工事等が、村民皆様に安心していただきスムーズに理解を求め、協力していただくことを念じる上にも説明を求めますの

で、よろしく願いをいたします。

なお、今後の対応等についても、考えがありましたらあわせて説明をお願いいたします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

高橋議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、村の今回補正予算に入っています解体の関係につきましては、廃棄物等を間違いなく安全に処理するための費用を計上させていただきました。

また、予算執行に当たりましては、最大限効果的にそして適正に事業が執行できますように、村長としても力を尽くしていきたいと、そのように考えております。

それからもう1点、関係するその怪文書といいますが、その関係であります、ご存じのように株式会社、であります、この会社は村の誘致工場として40年以上、雇用の促進にあるいは村の発展に尽くされた企業でありますし、またボタンメーカーとしては、株式会社は一流企業でもありますので、その企業の信用の問題もありますので、ここで事実関係を説明させていただきたいと思っております。

まず、私がこのの協力工場を始めたのが、24歳の時であります。そして今から28年から30年くらい前になりますが、会社の要望で磨き工場も造ってほしいということで、その仕事を始めたわけであります。

ところが当時、確か二十六、七年前に保健所の方が2名ほど訪れております。それは白い液体が流れているということで、通報があったということで、私のところを訪れたわけですが、もちろん魚が死んだとか、そうした漁業組合からの通報もありませんし、しっかりと調べていただきました。

その結果、それは関西方面からくる磨き砂であるということが分かりまして、それはもちろん届出も全く必要のない物であるということは、保健所の2名から聞いております。

これは片品のほかにもこういったボタンの磨きをやっている所があったわけですが、もちろんそこでも問題があったわけではありませんし、この関係については、全く魚が死んだというのは、これは私の工場ではないということは、はっきり言えますので、この点について報告はさせていただきます。

それから私自身が、その利根沼田の環境オンブズマンが存在するかどうかは分かりませんが、あの文書の中には、不法投棄とか有害物質とかという名前が載っておりますが、これは全く有害物質ではありません。これはプラスチックといって、ボタンの欠片やボタンを削ったかすでありますから、有害物質ではないことは、まず申し上げておきたいと思っております。

それから不法投棄という言葉も該当いたしません。

なぜならば、そうした工場の経営者は、時代の法律の中で、ここまではいいですよと、無許可でいいんですという届出の要らないところがあるわけです。自分の土地に、その程

度の量には全く問題がない。そういった処置をしているわけではありますが、ただ考える時に、今村長という立場を考えれば、やはり適正に処置するのが望ましいということで、既に沼田の業者にそれをお願いしてあることを報告させていただき、全くその魚が死んだとかあるいは不法投棄とかあるいは有害物質とか、当てはまらないということだけ知っていただきたいと思います。

8番（高橋正治君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 8番 高橋正治君。

8番（高橋正治君） はい、8番。

ただいまの説明の中で、法には触れていないという説明であります、いずれにしても村民が不安を抱いていることは事実でありますので、その解明あるいは今後の対応に最善の努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

補正予算書18ページ、第5款の労働費、労働事業委託料1,032万5,000円で、6か月の臨時雇用職員を5名雇用し、観光協会2名、片品村農業協同組合観光課に3名配属して、本村の観光振興を図るとなっています。

しかし、片品村農業協同組合は、来年の3月1日には合併し、利根沼田農業協同組合片品支所になる予定です。

この事業は、平成23年度まで2年半あると聞いていますが、合併後も片品支所の観光課は、今までどおり継続できると考えての事業委託なのか伺いたい。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

どなたに伺いたいのですか。

11番（星野育雄君） 担当課長です。

議長（入澤登喜夫君） むらづくり観光課長 佐藤八郎君。

むらづくり観光課長（佐藤八郎君） 星野育雄議員の質問にお答えいたします。

確かに、この3月、平成21年度をもちまして合併するやに聞き及んでおります。

この件につきましては、私どもむらづくり観光課それから観光協会それから農協の観光部とで打合せをしまして、総合的に片品村の観光について、発展を図りたいと考えています。

今、育雄議員ご質問のとおり、そういうことになるようでございますが、これは組合長とそれから農協観光部の担当者等にも確認をしておるところですけれども、それによりますと、観光部門では、片品村農協の観光部は大変優れていて、利根沼田の本所にも勝るとも劣らない働きをしているという自負をお持ちでございました。

組合長がおっしゃるには、例え合併されても観光部は是非残したいと。逆にその観光の本部を持ってきたいというくらいの考えをお持ちでございました。

なお、それはもちろん組合長の決意を聞いたことで、私どももそれだけでは安心はできませんけれども、当然合併となれば合併の協定書等を作成するものと思います。その中に、是非この観光部は残していただくというような一文をお願いしていただくように、していただくのは村長からしていただくことになるかと思っておりますけれども、そのようにしていただきたいと思いますし、そのようになることを望んでおります。

以上でございます。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

既に合併の協定書、合併総会の資料は配布されていますが、私も目を通して見てですね、協定書の中にそのような文言は入っていません。

議長（入澤登喜夫君） どなたに伺いますか。

質疑は、終わりですか。

11番（星野育雄君） 村長にちゅうことですから、村長に答弁をしていただきたい。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

育雄議員の質問に答えさせていただきます。

その合併の調印書をご覧になったということでしょうか。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

既に、臨時総会の提出議案が配られていまして、この中にはそういった文言はどこにも入っていません。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

今、むらづくり観光課長から説明があったように、それを確認しているわけではありません。

しかし、これは関連にも少しなるかと思いますが、片品農協が仮にＪＡ利根沼田と合併したとしても、村はできる限りの農家支援あるいは観光支援をしていかなければならないと考えております。

そうした意味で、先ほどもむらづくり観光課長が言ったように、その観光部門、ご存じのとおりＪＡ利根沼田の観光部門は、市町村の人たちを旅行に送るだけしかやっていないんです。片品農協は、余所から連れてくるそういった取組を行っているわけですから、これはやはりしっかりと、またより力を入れて強力に応援をしていきたいとそうように考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君の本件に関する質疑は、既に3回になりました。会議規則第55条の規定によって、発言は許可しません。

ほかに質疑は、ありませんか。

9番（萩原一志君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 9番 萩原一志君。

9番（萩原一志君） はい、9番。

今の星野育雄議員の関連質問になりますが、むらづくり観光課長、村長どちらでも結構ですので、お答えを願いたいんですが。

今、農協の問題等でＪＡ利根沼田と云々と、決まっていない中でのやり取りになるかと思いますが、もし仮にＪＡ利根沼田と一緒になった場合、考えられることが、今村長が答

弁で申されたように、片品農協がやられている観光事業は、非常に最たるものがあるということですが、支所になった場合に、片品村だけのことをやっていくということが、可能ではないと考えます。良いことであれば、これがＪＡ利根沼田すべての観光部に波及するのだと考えております。

その本所が、片品村に来たと仮定をした場合に、本所である片品村の中のこの３名が、片品の事業のみに力を注ぐということは、非常に考えにくいことでありまして、そうしますと片品村の中の雇用対策の予算が、引いてはＪＡ利根沼田への補助という考え、ＪＡ利根沼田管轄内の補助という考えになるように思われますが、その時の手当はどうなさるおつもりか。

ＪＡ利根沼田全体になった場合は、引き揚げるのか。ほかの市町村とも合わせてこういったものをそこに当てていくのか。そのお考えをお聞かせ願いたいんですが、よろしくお願ひします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

萩原一志議員のご質問にお答えさせていただきます。

私も先ほど申し上げましたように、まだ合併をするかしないか分かりません。ただ合併した段階の考え方ということで話をさせていただきました。

まず、今回のこの雇用関係についての予算は、全額国からくる金だということを知っていただきたいと思います。その中で、今回片品農協に３名の方の委託をしました。これはご存じのとおり３年間継続ということではありません。ですからこの片品農協が、今後どういう取組方をするかによって、適切な判断をしていきたいと思ひます。

もちろん、もしそういった今一志議員が心配するような、片品村にプラスにならないければ、それはプラスになる方向を考へるといふことでもありますので、是非とも理解をしていただきたいと思ひます。

９番（萩原一志君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） ９番 萩原一志君。

９番（萩原一志君） はい、９番。

もう一度確認であります、片品村にプラスにならないということはないと思ひます。それは必ず片品村にプラスになるとは思ひますが、もう一度確認です。

もしＪＡ利根沼田と一体になった場合に、片品村だけの仕事をするわけにいかない場合に、片品村の予算がそこへ入って、そしてＪＡ利根沼田全域に対する適正な観光になった場合に、国からきている予算を片品の経済効果のため雇用のためといふことできているも

のが、ほかの市町村にも影響が及ぶということがあるのではないですかということです。

もしそうなった場合は、引き揚げるようなあるいは組み直すというようなこと。あるいは農協観光の3名を片品専属にできるようなかたちに、3名も観光協会に振り分けるとかそういう施策が、お考えがあるのかどうか最後に村長にお聞きしたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

萩原一志議員の質問にお答えさせていただきます。

今その3名が、片品村だけの仕事に従事できるのか。あるいはJ A利根沼田と合併した場合に利根沼田全体の事業に従事するのかその辺の問題だと思いますが、やはり何といっても一番考えなければならないことは、それが片品村にプラスになるか。それが片品村のために、仮に利根沼田のためであっても、より片品村のためになるのであれば、それはその時にそういう方向をとっていくのがこれが村長でもあり、また理解をしていただけると考えていますし、それがもし、片品村が少しでもマイナスの方向になる。あるいはメリットがなければ、これは当然1年ごとに今回は半年ですが、あるいは22年度も1年、23年度も1年という予算の中で委託をするわけですから、もちろんそれは村のプラスにならなければ停止して、そして次の方向を考えます。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

8番（高橋正治君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 8番 高橋正治君。

8番（高橋正治君） はい、8番。

ただいまの一志議員の質問あるいは村長の答弁の中にもあることは、誠にごもっともであらうかと思いますが、観光課長にお伺いいたしますが、この事業の性格として、近年における雇用の悪化に対応するために、まずは雇用の場を確保するそういったものが大きな目的であるかと私は感じておりますけれども、その目的の中で、片品村の発展あるいは利根沼田の発展のために最大限そういうものを活用するというのが、この事業の大きな目的であると、私は認識しておりますけれども、その考えに間違いはないのかお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

議長（入澤登喜夫君） むらづくり観光課長 佐藤八郎君。

むらづくり観光課長（佐藤八郎君） 高橋正治議員のご質問にお答えいたします。

このふるさと再生雇用基金事業は、高橋議員おっしゃるとおり国からの交付金を県が受けて、それを基金として積み立てて、各市町村に配分をしておるものでございます。

実施主体は、あくまでも市町村でございまして、おっしゃるようにこの現下の雇用の悪化、それをまず何とか改善したい。それが目的であります。

これはご質問になくて申し訳ないんですが、こういう事業がなくても片品村とすれば、村長、常々申し上げているとおり、観光と農業を基幹とする村でございまして、まずはむらづくり観光課といたしましては、観光面に力を何とか入れられないかということで、この事業を採用させていただきました。

繰り返しになりますが、高橋議員おっしゃるとおりで、これの趣旨は、まずは雇用の機会を創出することが目的でございました。

以上でございます。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

次に、6 特別会計について、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（入澤登喜夫君） これから、議案第61号 平成21年度片品村一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号 平成21年度片品村一般会計補正予算（第3号）について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 平成21年度片品村一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決されました。

議長（入澤登喜夫君） これから、議案第62号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

議長（入澤登喜夫君） これから、議案第63号 平成21年度片品村老人保健特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号 平成21年度片品村老人保健特別会計補正予算(第1号)について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 平成21年度片品村老人保健特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

議長（入澤登喜夫君） これから、議案第64号 平成21年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号 平成21年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 平成21年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

議長（入澤登喜夫君） これから、議案第65号 平成21年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号 平成21年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 平成21年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議長（入澤登喜夫君） これから、議案第66号 平成21年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号 平成21年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第1号)について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 平成21年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

議長(入澤登喜夫君) これから、議案第67号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第1号 産業廃棄物を適正処理することを宣言する決議

議長(入澤登喜夫君) 日程第17、発議第1号 産業廃棄物を適正処理することを宣言する決議を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 萩原日郎君。

(13番 萩原日郎君登壇)

13番(萩原日郎君) はい、13番。

お手元に配付してある決議案を朗読して説明とさせていただきますけれども、朗読の前に説明を加えさせていただきます。

先般、私のもとに沼田利根環境オンブズマンの会という名称で、告発文ともいえる文書が届きました。

内容は、どうやらここ二、三年来、村と区長会の間が生じた不自然な形をめぐって議論されている中で、発覚というか生まれたというか、そういった中から出てきた言葉が、人づてに伝わって、いわゆる風聞となっているのでみっともない。だから公にきちんとしろというようなものに受けとめました。

既に、先ほど村長は、この件について、きちんと説明をされて適正処理を業者に依頼済みということも言われました。

この今私が、決議をしようとするものは、これに倣って村を挙げて村をきれいにしていこうというものに合致するというふうに思いますので、提案させていただきます。

決議第1号 産業廃棄物を適正処理することを宣言する決議。

本村は、日光国立公園・尾瀬国立公園と二つの国立公園を共有する村であり、首都圏の水源地域として知られる自然豊かで広大な村であります。

しかし、残念なことに本村においても、高度成長期からバブル経済期を含めて、廃棄物の不法投棄がなされ社会問題となったこともあります。

そうしたこともあって、現在では村を挙げて、各区長・組長を中心に、これらの適正処理に取り組んでいただいている現状でもあります。

これからは、我が国のみならず、地球規模で環境を考える時代ともいわれています。

よって、本村は、産業廃棄物を適正処理することを広く社会に宣言し、ここに決議します。

平成21年9月17日。

片品村議会。

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

3番(飯塚美明君) はい、議長。

議長(入澤登喜夫君) 3番 飯塚美明君。

3番(飯塚美明君) はい、3番。

文章的なところで、質問をいたします。

中段の「しかし、残念なことに」から始まりまして、「各区長・組長を中心に適正処理に取り組んでいただいている現状であります。」というふうにあります。これは産業廃棄物ではなくて一般廃棄物についての説明ではないでしょうか。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

あくまでも一般廃棄物は、おおよそ家庭のごみ類と考えられますけれども。

例えば農業用資材マルチであるとか、観光産業で多く使われた貸しスキーであるとか、あるいは機械類そういった物も含まれると思いますが、これらは一般に産業廃棄物と呼ばれるのではないのかと考えております。したがって、特に投棄の甚だしいのは、マルチであったりあるいはそういった使い古された品物、そういう物を今本当に地域の皆さんの協力をいただいて、それぞれの地域で毎年少しずつ片付けていただいていると、こういう実態だと思います。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

3番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 3番 飯塚美明君。

3番（飯塚美明君） はい、3番。

廃棄物とはですね、一般廃棄物と産業廃棄物という2種類の区分けがあります。産業廃棄物とは、事業活動において排出される事業場から排出される廃棄物。一般廃棄物とは、文字どおり村が処理する責務を負っております家庭から出るごみとかですねそういう物になります。

ですから、ここでうたっております区長・組長を中心にですね、今廃棄物の収集をしているという部分におきましては、産業廃棄物には当たらないと考えます。

それでこの文章からいきますと、産業廃棄物を適正に処理することを宣言するということでありまして、最後に産業廃棄物を適正に処理することを広く社会に宣言したいということでもありますので、その間の説明がですね、片品村におきまして、産業廃棄物がこんなにいっぱい捨てられていて、それを適正に処理しようとしている処理しているというそういう説明になっていないような気がいたします。

ですから産業廃棄物を処理する宣言をするのであれば、片品村に現在産業廃棄物が捨てられていて、それを適正に処理する。これからは産業廃棄物が出た場合には、適正に処理させるということになりますので、この文面で行きますと、一般廃棄物の説明がありまし

て、産業廃棄物を適正に処理する宣言になっているということですね、大変分かりづら
いというふうに、私はこれを読ませてもらって感じました。

どうでしょうか。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

一般に、山に入って山の中に捨てられている家電製品であるとか、あるいは農機具の中
古であるとかそういった物を含めて、やはり家庭の廃棄物というふうに感じるかどうか。
厳格に村の処理場で受け入れる品物の中にも、一般廃棄物と産業廃棄物という物。

産業廃棄物は、村の処理場では普通受け入れない。外の業者に持って行ってもらうとい
う方法をとっておられると思いますので、いわゆる捨てられている特に大量に出て問題と
なったのが、農業用マルチだと思います。農協では、その後回収して適正処理をするよう
に指導もし、努力もしておるところだと思います。

私は、そういう廃棄物の分類を細かくとやかにしようとしているものではなく、村全体
をきれいにしていく。村民に意識を高めていただくことと、私自身もそういう気持ちを持
ち続けていくことを目的として、これを提出させていただきました。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

8番（高橋正治君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 8番 高橋正治君。

8番（高橋正治君） はい、8番。

ただいま発議者から説明をいただいたところでありますけれども、この廃棄物処理法に
基づいて平成3年に制定されたと、私は記憶しておりますが、それ以後片品村においては、
皆様のご協力をいただき、適切に処理をしているということは、提案者ご存じでございま
しょうか。

片品村の各地区あるいは当局におかれましても、それらの指導によって、適切に処理を
しているということは、ご存じでありましょうか。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

努めて村は、適切に処理していると思います。

しかしながら、捨てられている物が、何時捨てられた物であるか誰が捨てた物であるか

は、なかなか判明しにくいものでありまして、最も大事なものは、村民が意識をしっかりと持つことだと思います。

私自身も大変後ろめたいものもあるわけですが、畑を耕作していますので、枯れ草やマルチといった物を一緒に燃やしているというたいした量ではありませんけれども、そういう現状もあります。したがって、私自身それらをきちんと考えていかなければならない時代に入っているということを肝に銘じている次第であります。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

先ほど文面を読み上げられた中で、確認でなんですが、2行目から3行目にかけて「さらに近年では名水の里」云々というのが、ちょっと抜けていたような気がします、これはこのまま生きるということによろしいのでしょうか。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

特に、私自身この文面について、こだわるものではありません。皆さんが修正して、ここをこういうふうにしてやろうというのであれば、修正していただいて結構ですし、私の案として出させていただいたのはこれです。これが不満であるとか不足であるとかそういうことであれば、それなりの対処をお願いしたいと思います。

（発言する者あり）

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

3番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 3番 飯塚美明君。

3番（飯塚美明君） はい、3番。

私のですね、この決議の感想なんです、これを読みますと現在、過去あるかのような産業廃棄物の不正処理を、これからは適正処理するというような宣言と取られがちかもしれませんが、片品村にとりまして、これはイメージダウンにつながるか、その辺を疑問に思っております。

片品村は、平成の名水、ごみ持ち帰り運動の発祥の地尾瀬を抱えております。環境に優しい村づくりを一つの目標に掲げている村だと考えます。この素晴らしい環境を持ち、後世のこの素晴らしい環境を引き継ぐという責任がある以上、私は萩原日郎議員のこの環境に対する産業廃棄物・ごみ処理そういうものに対する提案は、とても貴重であると感じております。

これを機会に議員14人全員で、もう少し検討をしまして、そして産業廃棄物にかかわらず、ごみ処理あるいはそのリサイクルそういうものを含めまして、もうちょっと検討して議員全員で、賛成で提案できればと考えておりますので、よろしく願いたします。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

今、飯塚議員の言われたように、この片品村に過去にもそういう産業廃棄物の不法投棄があったかのように受け止められるというふうに言われましたけれども、極めて残念なことに多々あった。今でもまだ大分そういう物が残っていると。常にそういう状況にあることを私は自分なりに認識しております。したがって、だからこそ村を挙げてきれいにしようとして取り組んでいるところだと。それを更に深めようとして、提案させていただいたということをご理解いただきたいと思います。

実際に村が、各区長・組長さん方をお願いをして片づけをしてもらい始めたのは、本当に観光客の目に余る状況というものをみんな耳にしてからだというふうに、私は理解しております。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

私が、県の農政部に勤めていた時に指導してきました関係なんです、農業用マルチや

ビニールは、産業廃棄物であります。それを燃やしていたのが現実であります。現在は農協が回収するようになったということでもあります。したがって、こういう物を山林とかそのほかの農地に捨てるということは、不法投棄となります。

それから、既にご承知のように片品のシンボルである尾瀬の山小屋についても、あれほど不法投棄が問題になり、それを指導して撤去してきたということでもありますし、現に片品村全域をここ数年歩いてみると各地にそういう残骸がまだまだ残っています。

したがって、こうした決議をすることによって、具体的な問題は、今後当局や議員同士で協議するにしても、本議会で決議をすることに私は賛成です。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

2番（星野千里君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 2番 星野千里君。

2番（星野千里君） はい、2番。

先ほど飯塚議員が提案なさったように、やっぱり全国的に国立公園になり名水があり、観光と農業を基盤にするという村の姿勢の逆いくとイメージダウンになりかねないということですね。

今まで何もしていなかった村かということと、それから産業廃棄物という響きというのは、工場とか垂れ流しだとかそういうイメージに変わっていくと思うんですね。

でしたらば、もっともっと議会人として前向きな村をこうしていくぞという前向きな、これを機会に日郎議員がとってもいい環境のところを発議して下さったんですが、でしたらみんなして議論をしながら、今後前向きな環境宣言を行えるいけるという宣言を挙げられるような村にしていったらいいかなものかと私は思います。

以上。

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

誤解のないように意見を述べたいんですが、現在において決議するとすれば、やはり先ほども質疑の中でも意見として出ましたが、やはり議員全体で、現在の片品村の廃棄物及び下水の状況等を最低それですね、環境となるとかなり広範囲になってしまいますけれども、現在片品村が抱えている環境問題としてあることについて、議員として論議をして原案を煮詰め最低の行動計画を提起する。あるいは、村に対して要求するという決議文にすることが、私は必要ではないかという意味で、この決議について、ここで採決するとすれば、私はこれについて反対せざるを得ませんということです。

以上です。

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

5番（笠原耕作君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 5番 笠原耕作君。

5番（笠原耕作君） はい、5番。

地球規模で環境問題が叫ばれておる現在、村においても各区長さんあるいは組長さんを始め、毎年のごとく過去の投棄物の処理を行っておるのが現状でございます。

そうした中で、翌年また新たな村外からの持込物らしき投棄があり、それが蓄積されております。そういったことを鑑みて、先ほど村長自ら過去における自己投棄物も業者処理を行うとのことでした。

ここで村として宣言を出し、そういったことを社会に知らしめるということが、非常に大事なことだと思っておりますので、この決議宣言に賛成をしたいと思います。

以上。

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に反対者の討論の発言を許可します。

3番（飯塚美明君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 3番 飯塚美明君。

3番（飯塚美明君） はい、3番。

先ほど申しましたように、過去にはですね、環境の規制の網が被されていなかったために、そういうマルチとかの産業廃棄物が、捨ててあったという事実はあったかも知れませんが、現在においては罰則規定もありまして、そのようなことは片品村においてないというふうに考えております。

ここで、先ほど言いましたように、片品村に産業廃棄物がいっぱい捨てられているような、そんな印象の中で宣言を出すことは、片品村のイメージダウンにつながると思いますので、私は反対いたします。

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

9番（萩原一志君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 9番 萩原一志君。

9番（萩原一志君） はい、9番。

先ほど来より議論が進んでいる中で、こういった宣言をするということには、皆さんが同意をされていると思います。文面の差替え等は、この後全員協議会等でまた委員会等でされることはあるかもしれませんが、今議会において決議をするということに関しまして、一応の賛成という考えであります。

以上です。

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、発議第1号 産業廃棄物を適正処理することを宣言する決議を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（入澤登喜夫君） 起立少数です。

したがって、発議第1号 産業廃棄物を適正処理することを宣言する決議は、否決されました。

日程第18 閉会中の継続調査申し出について

議長(入澤登喜夫君) 日程第18、閉会中の継続調査申し出について、を議題とします。
各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19 字句等の整理委任について

議長(入澤登喜夫君) 日程第19、字句等の整理委任について、を議題とします。

お諮りします。

本定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

議長(入澤登喜夫君) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月8日に開会されました第8回定例会が、すべての案件を議了し、ここに閉会の運びになりました。

定例会中、議員各位におかれましては、熱心なご審議を賜り、厚くお礼を申し上げますところであります。

また、執行部の皆様には、審議のために十分な対応とご協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

これから秋を迎え、観光や農業などの産業においては、行楽客で賑わい、そして実りの秋となりますよう願いたします。

また、村民運動会を始め、消防団秋季点検、敬老会などの行事が開催されますが、多くの皆様に参加していただき、素晴らしい大会となりますようお願いしております。

議員各位には、閉会中も行政視察や研修会などの議会活動が予定されております。健康には十分ご留意の上、存分に活躍されますことを、心からご祈念申し上げまして、閉会の

あいさついたします。

議長（入澤登喜夫君） この際、村長からあいさつの申し出がありますので許可します。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月8日に開会された第8回片品村議会定例会につきましては、本日までの10日間にわたり、議員各位には、平成20年度の一般会計と各特別会計の決算認定、平成21年度一般会計及び各特別会計の補正予算並びに条例の一部改正あるいは規約変更など、連日熱心に議案の審議を賜り、それぞれ原案どおりご認定をいただきまして、大変ありがとうございました。

国が定めた財政健全化法による5項目の指数の報告も、昨年に引き続き問題のない指数で報告できたことも含め、心から厚くお礼を申し上げます。

また、本会議や各常任委員会あるいは一般質問などで、ご指導を賜りましたことにつきましても、今後の行政執行の中に十分生かしてまいりたいと考えております。

今年度も早いもので上半期が終わろうとしております。昨日は、民主党を中心とする、鳩山新内閣が誕生いたしました。圧倒的な国民の支持を得ての船出でありますので、広くその期待に応えた国政運営がなされるよう切に希望するものであります。

また、村の予算執行を始め、各事業の推進については、なおいっそう無駄のない公平な執行に努め、行政効率の向上に努めてまいりたいと考えています。

いよいよ本格的な秋を迎え、村民運動会を始め、数多くの行事が予定されていますが、これら各種行事につきましても、議員の皆様方の一層のご協力を賜りたいと思います。

農業関係につきましても、例年以上の収穫となるよう期待しています。

また、夏から秋の観光シーズンに衣替えしますが、本村を訪れる観光客が、例年以上に増えてくれるよう努めたいと考えています。

終わりになりますが、議員の皆様のみずみずすのご活躍とご健勝をお祈りいたしまして、閉会に当たってのお礼のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（入澤登喜夫君） 以上で会議を閉じます。

平成21年第8回片品村議会定例会を閉会します。

午前11時39分 閉会